

緊急事態宣言発令に伴う保育所等の対応について

(令和2年5月1日現在)

緊急事態宣言発令に伴う保育所等の対応については、引き続き感染拡大防止に向けた取り組みを継続する必要があるため、保育提供の縮小の期間を5月31日まで延長するなど、以下のとおり一部変更いたします。

なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。

1. 緊急事態宣言発令に伴う保育提供の縮小について（期間延長）

保育所等では、これまでも感染予防に最大限の配慮を行いつつ保育を実施しておりますが、「3つの密（密閉、密集、密接）」を防ぐことは、施設の努力だけでは難しく、引き続き感染拡大防止に向けた取り組みを継続する必要があるため、**受入れ対象家庭を限定し、その他のご家庭には登園の自粛を要請すること**といたしました。

保護者の皆様には、引き続き、大きなご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【お預かりできるご家庭】

- (1) 保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭
 - ・ 医療従事者
 - ・ 社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- (2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭
(他の親族等にも依頼できない場合)

【期 間】

令和2年5月31日（日）まで

【保育料等】

保育料については、日割り計算により減額いたします。
副食費については、各施設にご確認ください。

【その他】

- ・ 国の緊急事態宣言に対する判断や本市の感染状況によっては、受入れ家庭や要請期間を見直すことがあります。
- ・ 園児や職員が罹患した場合や地域での感染が著しく拡大する場合には、臨時休園を要請することがあります。

2. 保育所等の休園等について

PCR 検査で陽性となった子どもや施設職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、金沢市として当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を行いますので、ご承知おき願います。

3. 育児休業等の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症に起因して、就労先との調整の結果「就労開始日」や「育児休業からの復職（切り上げ）」を延期される場合、当面の間は、当初の認定内容（認定事由・認定期間等）の変更や保育所等の退園を求めないこととしました。

①復職期限 : 6月30日（火）まで延長

②保 育 料

登園の有無にかかわらず、利用内定日からの保育料をご負担いただくこととなります。例えば、「4月15日利用開始日」で保育所等の利用が決定した場合、「就労開始日」や「育児休業からの復職（切り上げ）」を延期した場合でも、4月15日からの保育料が発生しますが、4月13日～5月6日の期間については、保育料を日割り計算により減額いたします。

③手 続 き : 就業等証明書（新たな育児休業の取得、復職年月日記載のもの）を4月30日までに保育所に提出

※勤務先が休業中等により就業等証明書の提出が困難な場合は、勤務先から証明を受け取り次第提出してください。

4. 求職活動の取扱いについて

求職活動を保育の事由とする場合の有効期間は90日ですが、この有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、求職事由での再認定を認める場合があります。

5. 保育所等への登園の際の健康管理について

- ・保育所等の登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を計測し、発熱（37.5度以上）等の症状がある場合は、登園はしないで、家庭で様子を見てください。
- ・家庭で熱の経過を見てください。熱が下がってから少なくとも24時間以上経過し、症状が改善するまでは、登園せず家庭で様子を見てください。
- ・登園してからも、引き続き子どもの健康状態にご留意ください。